

千葉市行政改革推進プラン

平成 22 年 3 月

千 葉 市

目 次

1	行政改革推進プランについて	1
2	行政改革を推進する基本的な考え方	2
	(1) これまでの行政改革の取組み	2
	(2) 千葉市を取り巻く状況	2
	(3) 行政改革推進プランの位置付け	6
	(4) 行政改革の基本方針	7
3	行政改革の推進項目	8
	(1) 市民と共に構築し、市民が主役のまちづくり	8
	(2) 市民視点による行政サービスと透明性の向上	9
	(3) 簡素で効率的・効果的な行財政運営	10
	(4) 新たな執行体制の確立	12
	(5) 人材の育成と活力の発揮	13
4	本プランの推進にあたって	15
	行政改革の実施計画	17

1 行政改革推進プランについて

地方自治体は、住民の福祉の増進に努めるとともに「最少の経費で最大の効果を挙げる事」及び「組織及び運営の合理化に努める事」の2点について不断の努力を行わなければなりません。

この目的を達成するため、本市では、「千葉市新行政改革大綱」を策定し、これに基づく「千葉市新行政改革推進計画」により、全庁的に行政改革に取り組み、事務事業の見直しや職員の削減等、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、高齢社会の進展、市民の価値観・ライフスタイルの多様化など、社会環境が大きく変化する中、地域社会を持続的に発展させていくためには、国と地方との役割の見直しの議論の中で、今後、市民に最も身近な存在である基礎自治体の役割が一層大きくなることが予想されています。

また、これまで行政が担っていた公共サービスについて、自治会や企業、NPO、大学など、新たな公共サービスの担い手との連携による行政運営が不可欠になっています。

本市においては、これまで行政サービスの第一線で職務に従事してきた職員が大量に退職するとともに、平成4年の政令指定都市移行前後から、都市基盤の整備に積極的に取り組んできましたが、その際の市債発行や債務負担行為に伴う償還金が大きな負担となる中で、昨今の経済の急激な悪化による市税収入の大幅な減少などが重なり、市の財政は危機的な状況を迎えています。このように、人的・財政的な制約が大きくなる中、市民に期待される行政サービスを実施していくためには、単なる事業の効率化にとどまらず、市民に信頼される行政運営を推進し、市民視点・納税者視点に立って、市民の主体的な活動の補完、支援を行うとともに、行政の担うべき分野や行政資源の配分の見直しも含め、本市の行政運営を抜本的に見直すことが必要です。

この行政改革推進プランは、本市を取り巻く環境の変化を見据え、これまでの行政運営の仕組みや発想、手法の見直しを行う上で基本となる考え方及び取組みを示したものです。本プランを、「未来の千葉市への礎」と位置付け、職員一丸となって改革に取り組んでまいります。

2 行政改革を推進する基本的な考え方

(1) これまでの行政改革の取組み

これまで、本市では、平成7年度に策定した「千葉市新行政改革大綱」を数次にわたり改定するとともに、これを踏まえて策定した「千葉市新行政改革推進計画」に基づき、市民サービスの向上や行政運営の効率化などに取り組んできました。

「千葉市新行政改革大綱（第3次改定版）」に基づき策定した「千葉市新行政改革推進計画（平成17年度～平成21年度）」では、234項目の改革に取り組み、事務事業の見直しや職員の削減など、一定の成果を挙げているところです。

しかし、本市を取り巻く環境は以下のとおり大きく変化しており、環境変化を的確に捉えた対応が不可欠になっています。

(2) 千葉市を取り巻く状況

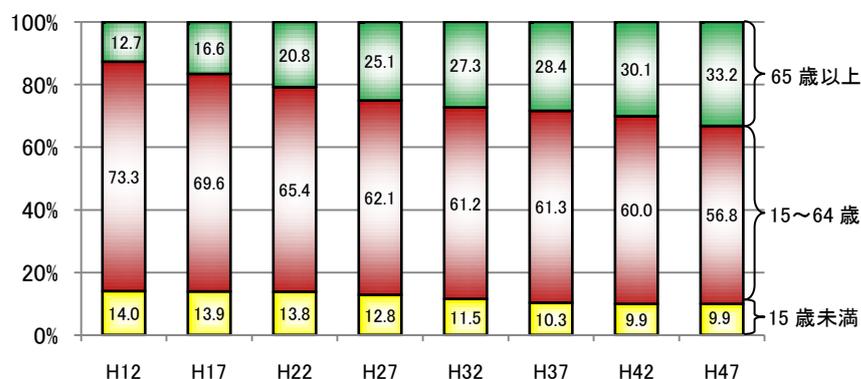
ア 少子・高齢社会、人口減少社会の到来

わが国は、直面する高齢社会に加え、少子化により人口減少が始まっており、本市においても、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める比率）が平成22年に20%、平成27年には25%に達し、市民の4人に1人が65歳以上となるなど、高齢化が加速する見通しです（図表1）。

また、少子化の進行により、本市の総人口は、平成27年の97万人をピークとして、平成47年には88万人にまで減少する見込みです（図表2）。

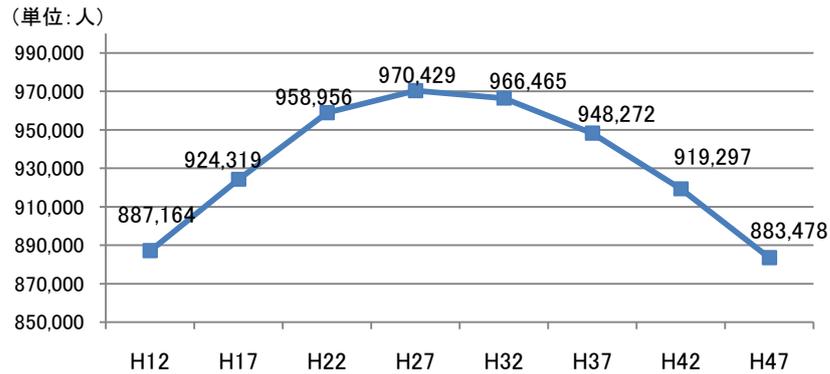
このような中、本市においては、高齢者に対する社会保障負担の増加や労働人口の減少に伴う税収の減が見込まれることから、少子・高齢社会、人口減少社会を見据えた行政運営が必要です。

図表1 千葉市の年齢3区分人口比率の見通し



資料:千葉市人口動態等基礎調査報告書(平成21年2月)(企画課)

図表2 千葉市の総人口の見通し（中位推計）¹



資料：千葉市人口動態等基礎調査報告書（平成21年2月）（企画課）

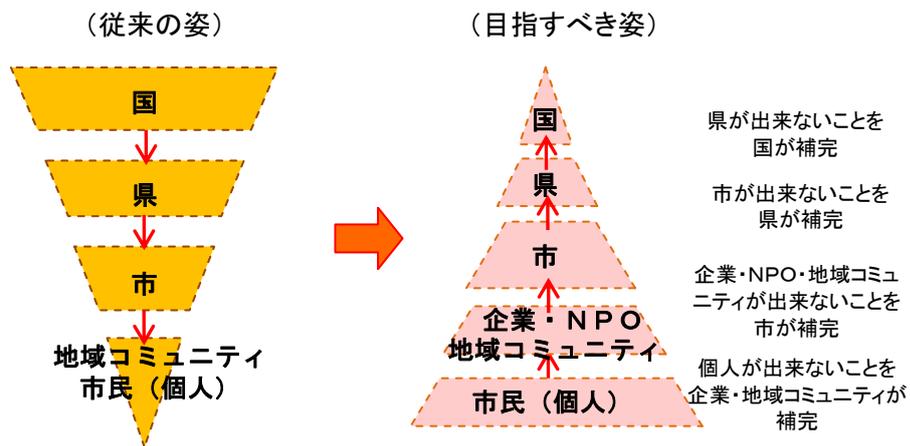
イ 地域主権改革²の進展

国においては、平成12年の地方分権一括法の施行、地方分権改革推進法に基づく地方分権改革推進委員会の累次の勧告など、地方分権に向けた議論が進展しています。地方分権改革推進委員会では、「地方が主役の国づくり」に向け、地方自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどが勧告されています。

また、これらの勧告や「地域主権」に資する施策を検討し、実施するため、内閣府に地域主権戦略会議が設置されました。

このような中、課題の解決は、より小さな単位で行われるべきという「補完性の原理³」に基づき、市民に最も身近な基礎自治体である市町村は、地域が真に必要なとするものを、地域の力を生かし、その地域に相応しい方法で実現していく仕組みを構築することが必要になっています（図表3）。

図表3 地域主権改革の進展



¹ 平成22年10月時点の人口を基準にコーホート要因法（人口変化の要因として、自然動態及び社会動態を考え、性別・年齢別のグループごとに、その要因の大きさを検討し、基準年次の男女別年齢階級別人口を出発点として将来人口を推計する手法）により推計

² 住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

³ 個人や家族などの小さな単位で実現できないことだけを、地域コミュニティや市など、より大きな単位が順々に補完していくという考え方

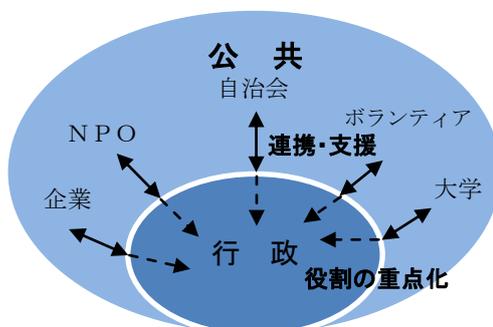
ウ 公共サービスの担い手の多様化

市民ニーズの多様化・高度化に伴い、企業、NPO、自治会、大学等が、様々な分野で主体的に活動を展開するようになってきています。また、PFI⁴や指定管理者制度⁵など、民間の経営手法を公共領域に活用して、市民サービスの向上やコストの削減を図る公民連携の仕組みが整備されています。

地域主権の社会を実現するためには、行政のみならず、企業、NPO等の多様な主体が、それぞれの得意分野や特性を生かしながら、相互に連携し、様々な取組みを行う「担い手の多様化」を図るとともに、市民と行政の適切な役割分担の観点から、行政の担うべき役割の明確化・重点化を図ることが必要です（図表4）。

なお、こうした役割分担は、社会的な要請、地域の状況等により変化するものであり、最も適切な手法を用いて行政サービスを展開することが重要です。

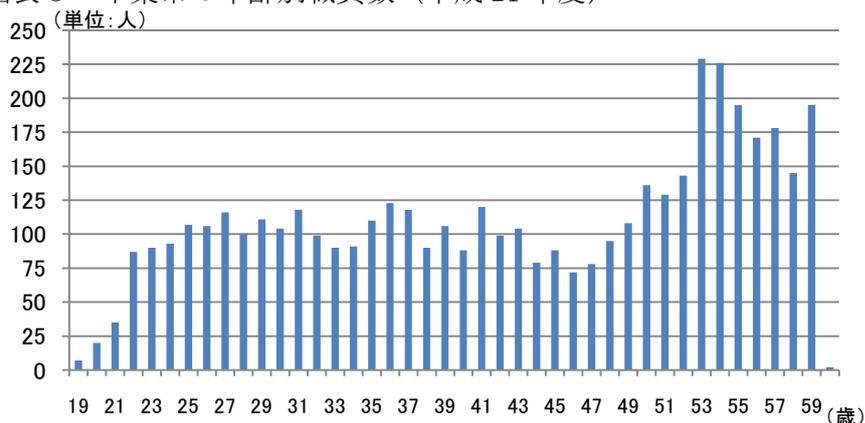
図表4 担い手の多様化



エ 人的・財政的な制約の増大

本市では、職員が、今後数年の間、大量に退職することが見込まれており、既存の手法・組織体制でサービスを提供することが困難になることが予想されます（図表5）。

図表5 千葉市の年齢別職員数（平成21年度）



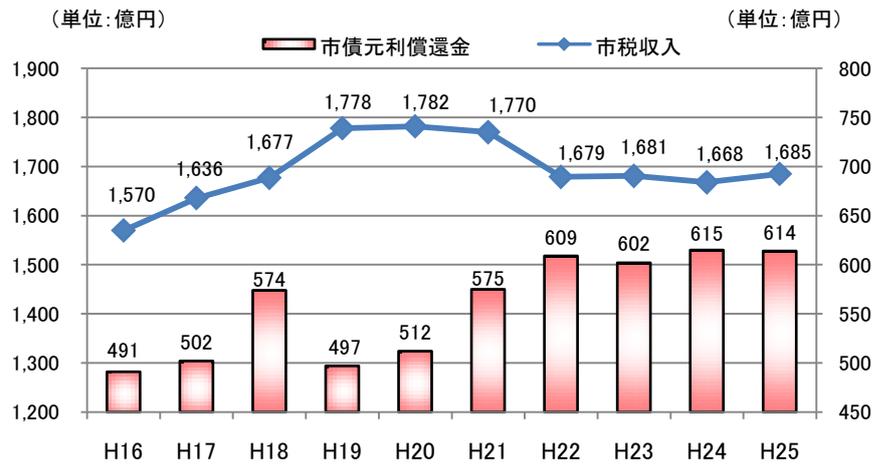
※行政職給料表(事務・技術職員等)を適用している職員に限る
資料:平成21年職員の給与に関する報告及び勧告(千葉市人事委員会事務局)

⁴ 公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法

⁵ 公の施設（文化施設、スポーツ施設等の市民が利用する施設）の管理・運営に、民間事業者等の団体を指定管理者とすることで、その能力を活用し、効率性の向上や市民サービスの向上を図ろうとする制度

また、平成4年の政令指定都市移行を契機に、都市基盤や生活基盤の整備を積極的に推進してきましたが、その際の市債発行や債務負担行為に伴う償還金が大きな負担となっています。これに加え、景気後退に伴う市税収入の大幅な減少が重なり、今後、財源が不足することが見込まれています（図表6）。

図表6 市債の元利償還金及び市税収入の推移



※ H16～H20:決算額 H21:当初予算額 H22～H25:推計値
資料:財政健全化プラン(財政課)

このように人的・財政的な制約が増大する中、市民サービスを維持・向上させるためには、市民目線を持ち、果敢に挑戦する人材を育成するとともに、事務事業や組織・機構等を抜本的に見直し、これまで以上に効率的に行政運営を行うことが必要です。

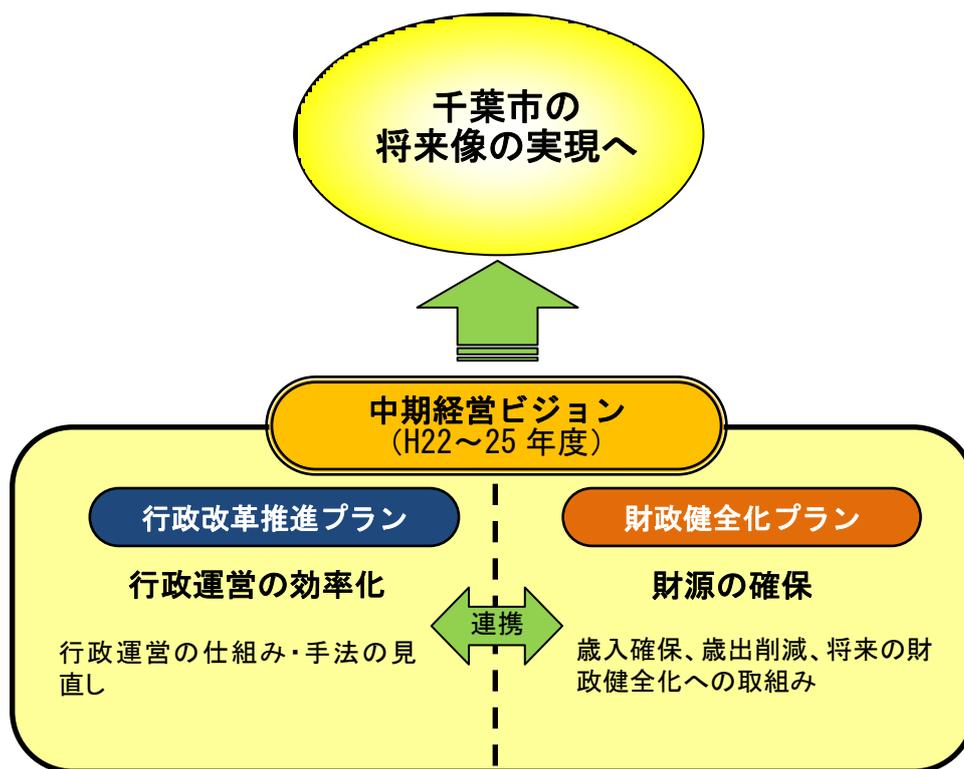
(3) 行政改革推進プランの位置付け

行政改革推進プランは、現在の本市を取り巻く状況を踏まえ、スリムで効率的・効果的な行政運営や市政に対する市民の満足度を高めるため、これまでの行政運営の仕組みや発想、手法などを見直す「行政改革」のための基本的な方針や具体的な取組みを定めたものです。

この「行政改革推進プラン」と、歳入確保、歳出削減、将来の財政健全化への取組みを示し、財政運営の指針となる「財政健全化プラン」を、本市の将来像を実現するための「中期経営ビジョン」と位置付け、職員一丸となって行財政改革に取り組んでまいります（図表7）。

行政改革推進プランの計画期間は、平成22年度から平成25年度までの4年間とします。

図表7 行政改革推進プランの位置付け



(4) 行政改革の基本方針

行政改革推進プランでは、これまでに見てきた状況を踏まえ、以下の4つの方針に基づき、行政改革を推進します。

ア 市民に開かれ、市民に信頼される行政運営

「市民の信託に基づく市政」という原点に立ち返り、サービスの受け手に立った「市民視点」及び納税者の納得できる税金の使い方であるかどうかという「納税者視点」をこれまで以上に重視し、千葉市の現状や取組みを市民に分かり易く伝え、様々な機会における市民との対話を通じて、市民のニーズを把握し、市民の声をできる限り行政運営に反映させます。

また、市民に信頼される公正・公平な行政運営を推進するため、法令遵守や公務員倫理の確立を図ります。

イ 多様な主体とのパートナーシップによる行政運営

多様化・高度化する市民ニーズに対応するため、行政と市民等との適切な役割分担の観点から、企業、NPO、市民団体等、多様な主体とパートナーシップを構築し、行政の担うべき役割の重点化を図ります。

ウ 将来世代に責任を持つ行財政運営

「最少の経費で最大の効果を挙げる」ため、行政内部の意思決定や管理事務等の簡素化を図るとともに、少子・高齢社会の進展、社会基盤の更新需要の増大など、中長期的なトレンドを的確に把握し、事業の継続的な実施が困難と考えられるものについては、早期に事業の廃止を含めた見直しを行うなど、将来世代に責任を持つ行財政運営を推進します。

エ 職員の力が最大限発揮される行政運営

職員の経営感覚や改革意欲を高めるため、トップマネジメントを強化し、職員一人ひとりがコスト意識や危機意識を持って行政運営に携わるようにします。

また、各部局の連携による取組みを推進することで施策効果を高めるとともに、地域主権型社会を推進するため、市民に身近な区役所等に権限を移譲し、地域のニーズに即応したサービスを提供できる行財政運営システムを構築します。

3 行政改革の推進項目

(1) 市民と共に構築し、市民が主役のまちづくり

市民が主役のまちづくりを推進するため、市民と行政がそれぞれの役割と責任を理解しながら、相互に連携して、様々な行政課題に取り組めます。

また、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、広報・広聴機能を一元化し、市政に関する情報をわかり易く発信するとともに、市民との対話を推進して、市の基本的な方針決定を行うなど、市民ニーズを的確に把握することにより、市民の声を市政に反映します。

ア 市民の活力を生かすまちづくりの推進

市民と行政の役割分担を明確にした自治基本条例を制定し、行政の担うべき役割の重点化を図るとともに、市民参加及び協働に関する条例を改正し、市民が主役のまちづくりを推進します。

- 自治基本条例の制定 ○市民参加及び協働に関する条例の改正
- 市民参加・協働実施計画の策定及び公表
- 附属機関委員の公募による選任の推進 など

イ 広報・広聴機能の充実と市民との対話の推進

市民に「千葉市」をより身近に感じ、関心を持ってもらうため、市民と行政の対話を推進します。

また、市の基本的な方針を決定する際には、できるだけ初期段階で市民との対話を行うとともに、市民ニーズをよりの確に市政に反映させるため、広報・広聴機能の一元化や体制強化を図ります。

- 広報・広聴機能の一元化 ○多様な広報手段の活用
- 区役所における広報・広聴機能の充実 など

(2) 市民視点による行政サービスと透明性の向上

サービスの受け手である市民の視点に立ち、情報通信技術等を活用し、利便性の高い行政サービスが提供できるよう、窓口サービスの向上や電子市役所を推進します。

また、市民に信頼される公正・公平な行政運営を推進するため、職務の公正を確保するためのルールづくりや法令遵守に向けた体制整備を推進します。

ア 窓口サービスの向上

市民に身近な区役所等におけるサービスの拡充や窓口の統合等により、市民の利便性の向上に努めます。

また、職員表彰制度の創設や研修の充実等により職員の接遇を向上するとともに、市民アンケートをもとに、窓口対応の改善点を把握し、窓口サービスの改善に努めます。

- 申請様式の変更
- 区役所窓口アンケートの実施
- 区役所における職員表彰制度の実施 など

イ 電子市役所の推進

市民が時間的・場所的な制約を受けずに行政サービスを受けられるよう、情報通信技術を活用し、電子申請サービスを拡充するとともに、ホームページを分かり易くリニューアルするなど、電子市役所の構築に向けた取組みを推進します。

なお、電子市役所の構築に当たっては、情報の取扱いに関するセキュリティや個人情報保護の保護に十分配慮します。

- 電子申請サービスの拡大
- インターネット申請割引の導入
- ホームページのリニューアル
- 市役所コールセンターの拡充
- 子育てマップの作成 など

ウ 情報公開の推進

行政運営の透明性を向上させるため、政策形成から実施に係る一連の行政情報を多様な手法で分かり易く提供します。

- 有力者からの要望・陳情に関する文書の保存と公開
- 退職職員の再就職状況の公表
- 指定管理者選定委員会の改善 など

エ 法令遵守・公正確保の仕組みづくり

市民からの信頼を回復し、公正・公平な行政運営を推進するため、職務の公正を確保するためのルールの策定や法令遵守に向けた体制整備を図ります。

- 市長政治倫理条例の制定
- 職員倫理条例の制定
- 指定管理者第三者評価制度の導入
- など

(3) 簡素で効率的・効果的な行財政運営

人的・財政的な制約が大きくなる中、限られた行政資源を有効に活用しながら多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、行政関与の必要性、有効性、効率性等の観点から、事務事業を見直すとともに、効率的な行政運営を目指し、定員や給与を見直します。

ア 事務事業の整理合理化

限られた行政資源を有効に活用するため、外部評価も含め、事務事業評価等を活用し、公共性の低い事務事業や、事業目的の達成、国・県との役割分担の見直しなどにより、事務事業の整理合理化を進めるとともに、類似の事業を統合し、事業の重点化を図ります。

また、報告書類の作成、連絡調整を目的とした会議など、事業費が計上されない市内部の事務についても、人的コストを要していることから、費用対効果を検証し、見直しを行います。

- 事務事業の廃止、統合、簡素化
- 内部事務の見直し
- 要綱等により設置されている協議会、委員会等の見直し
- など

イ 民間機能の活用

行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、公共サービスを提供できる担い手の成長及び公民連携に向けた制度整備を踏まえ、行政責任の確保、市民サービスの維持・向上及び個人情報保護に留意しつつ、企業、NPO、市民団体等の優れた民間機能を積極的に活用します。

- 市税等催告コールセンターの開設
- 新港清掃工場への長期責任型運営維持管理委託の導入
- など

ウ 公共施設等の設置及び管理運営の合理化

市民利用施設や庁用施設など、既存の公共施設については、地域ニーズに配慮しつつ、広域的利用、他目的への転用や複合化、または統廃合、国・県の類似施設との役割の見直しなどを進めます。

また、管理運営については、市民サービスの向上と運営の効率化に留意し、公共施設間の連携、公の施設の指定管理者制度の活用や民営化等を積極的に推進します。

○みやこ児童交通公園事業の廃止 ○千葉市就職相談室の見直し など

エ 補助金の見直し

補助金については、ガイドラインに基づき、補助の意義や効果を検証し、恒常的な補助金の廃止、縮小等を見直しを行います。

○補助金の削減

オ 定員及び給与の見直し

全体の職員配置の見直しにより、常に定員の適正化を図りながら、新たなサービスの発生等による増加要因に的確に対応するとともに、事務事業の見直し及び民間機能の活用等により、数値目標を掲げて定員を削減します。

また、厳しい財政状況を踏まえ、国、県、他の政令指定都市等の給与水準との均衡や職員の意欲向上に配慮しながら、給与制度及び給与水準の見直しを進めます。

○定員管理の適正化 ○給与制度等の見直し など

カ 外郭団体改革の推進

公共性、効率性、自主自立の視点から、外郭団体のあるべき方向性を検討するとともに、人的・財政的な関与を見直します。

また、設置目的が達成された団体や民間事業者等によるサービス提供が可能な団体については、廃止、統合を検討します。

○人的関与の見直し ○財政関与の見直し
○外郭団体の統廃合 ○経営情報の提供の充実 など

(4) 新たな執行体制の確立

地域主権型社会に対応し、市民に身近なサービスを提供するとともに、新たな行政ニーズに総合的・効果的に対応できるよう、新たな執行体制を確立します。
また、経営方針等を組織に浸透させ、経営資源の重点化を図ります。

ア 組織・機構の見直し

地域主権改革の進展に対応し、市民に身近なサービスや新たな行政ニーズに即応した施策を効率的・効果的に展開できるよう、広報・広聴機能の一元化と政策部門との連携強化など、組織・機構を総合的に見直します。

また、意思決定手続きの簡素化により、迅速なサービスの提供に努めます。

- 広報・広聴機能の一元化 ○市税事務所の新設
- こども施策に関する組織の一元化
- 決裁手続きの迅速化 ○滞納整理組織の一元化 など

イ 区役所機能の強化

区民ニーズを把握し、市政情報を積極的に提供するため、区役所の広報・広聴機能を強化するとともに、区役所に寄せられる相談や問い合わせへの対応を更に充実させるため、区役所の権限等を拡充します。

- 区役所と土木事務所、環境事業所及び公園緑地事務所の役割の見直し
- 区役所における広報・広聴機能の充実 など

ウ トップマネジメント機能の強化

市の行政運営の基本的考え方や課題を全庁の職員が共通に認識し、事務事業の見直しや予算編成を行えるよう、市長をはじめ局長・区長のマネジメント機能の強化を図ります。

また、各局長・区長が組織ごとの経営方針を策定し、局・区の行政運営の基本的な考え方や重点施策等を共有化することにより、職員の意識改革と効率的・効果的な施策展開を図ります。

- 局・区経営方針の策定 など

(5) 人材の育成と活力の発揮

市民の視点に立って、山積する課題に果敢に挑戦する人材を育成するため、長期的・総合的な視点から、人事考課制度の拡充や職員研修の充実等を行い、職員の意欲と能力の向上を図ります。

ア 人事制度の充実

職員の能力・実績を適正に評価し、評価結果を給与や処遇に反映する人事考課制度を拡充し、意欲にあふれた職員を育成します。

また、若手職員に窓口・事業部門・内部管理業務等の性質の異なった複数の部署を計画的に経験させるジョブローテーションを確立させます。

○人事考課制度の充実と活用 ○ジョブローテーションの確立 など

イ 職員研修の充実

地域主権改革の進展に伴い必要とされる政策形成能力や自主判断能力の向上に重点を置き、職員研修を実施するほか、政令指定都市との人事交流や民間企業等への実務派遣を実施し、職員一人ひとりの能力の向上を図ります。

また、職員の地域活動への参加などにより、市民活動をコーディネートし、市民の活力を引き出すことのできる職員を育成します。

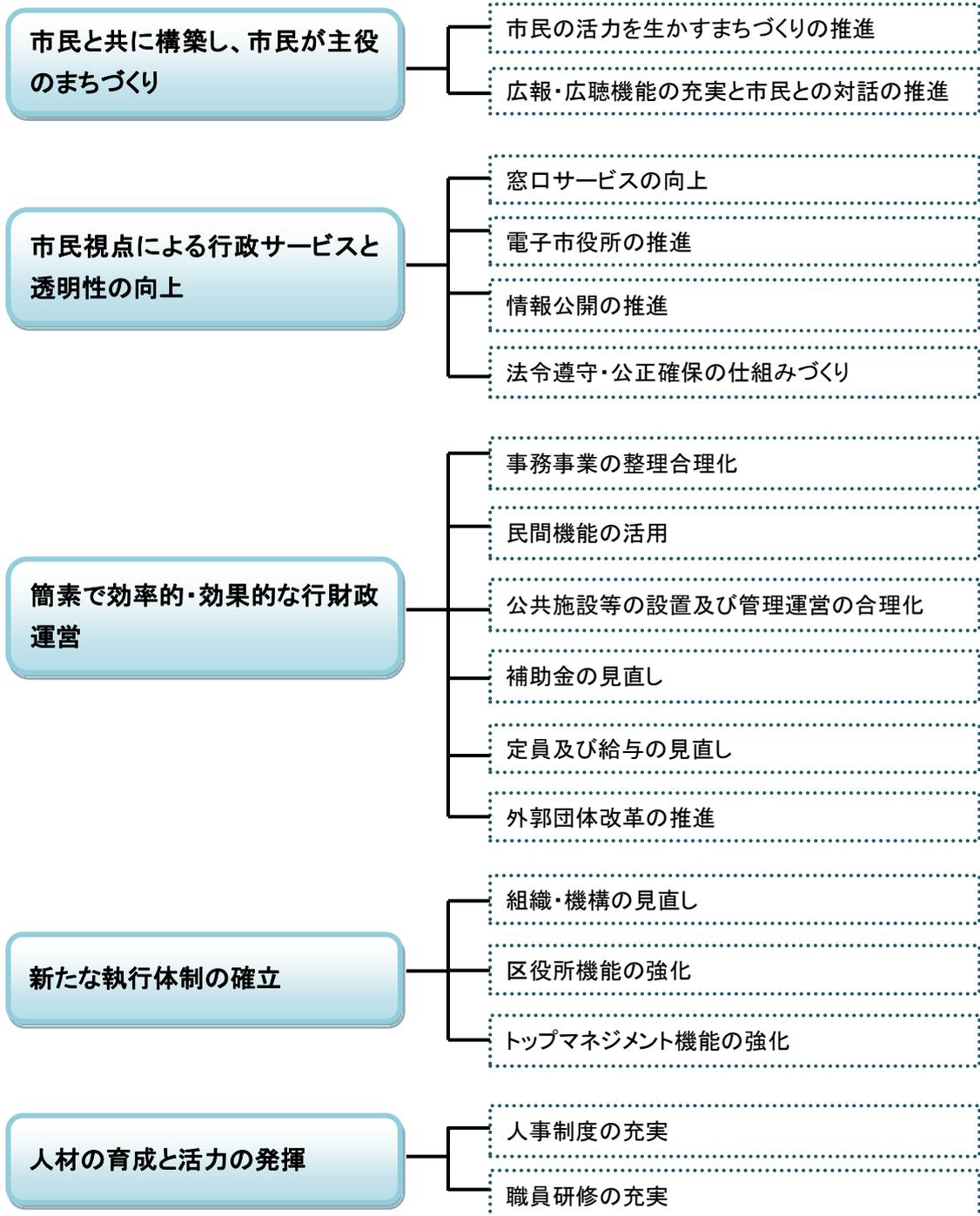
○政令市等との人事交流の実施 ○職員育成と連動した研修制度の導入
○民間派遣研修の拡充 ○接遇研修の充実 など

行政改革推進プランの体系

基本方針

- 市民に開かれ、市民に信頼される行政運営
- 多様な主体とのパートナーシップによる行政運営
- 将来世代に責任を持つ行財政運営
- 職員の力が最大限発揮される行政運営

<行政改革の推進項目>



4 本プランの推進にあたって

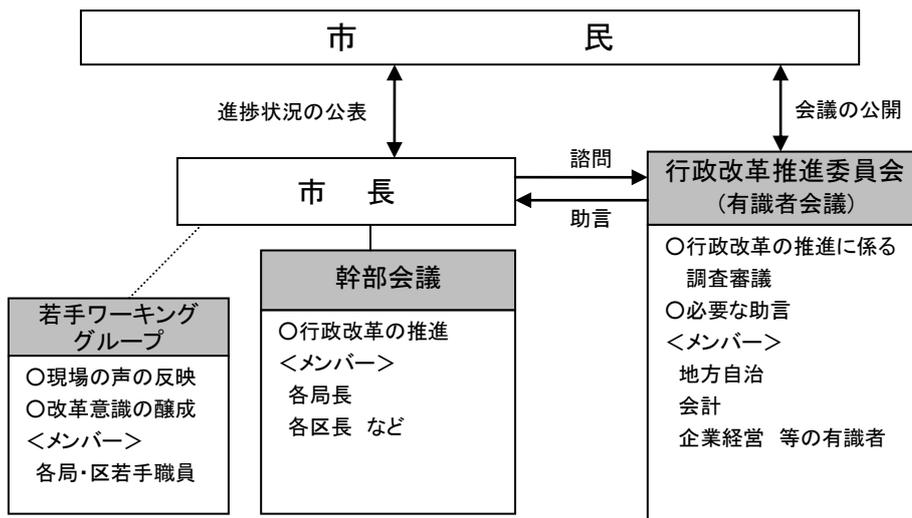
行政改革推進プランは、局長・区長等で構成する幹部会議において進行管理を行い、各局・区等の連携を図るとともに、毎年度、局・区ごとに行政改革の推進に向けた基本方針を策定し、局長・区長等のリーダーシップにより推進します。

また、現場の声を生かした自発的な取組みを促進するとともに、全庁的な改革意識の醸成を行うため、庁内若手職員のワーキンググループを設置し、各種施策の検討を行います。

さらに、有識者で構成される行政改革推進委員会から助言をいただき、社会環境の変化に応じたプランの見直しに努めます（図表8）。

プランの進捗状況については、毎年公表し、透明性を高めます。

図表8 行政改革の推進体制



行政改革の実施計画

【凡例】

【No.】
推進項目単位の通し番号を表示しています。

【取組み内容】
計画期間における取組みの概要を表示しています。

【所管課】
取組みを所管する課名を表示しています。所管課が複数にまたがる場合は、中心的な役割を果たす組織については、課名まで、関係する組織については、局名を表示しています。

【取組み項目名】
取組み項目の名称を表示しています。複数の推進項目に関連する取組みは取組みの末尾に「(再掲)」と表示しています。

7	附属機関委員の公募による選任の推進	所管課	総合政策局 市民自治推進課 全庁			
取組内容	附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、委員の公募による選任を進めます。					
目標	公募委員を含む附属機関の割合	現状 (H21.4)	3.0%	目標 (H26.4)	20.0%	
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	附属機関委員の公募の推進					

【目標】
数値目標を設定している取組みについては、その名称、現状値、取組み後の目標値を表示しています。

【工程表】
H22～25年度までの取組み項目の実施スケジュールを以下の2段階で表示しています。
 : 取組みを実施するもの
 : 取組みを継続して実施するもの

<行政改革の推進項目>

(1) 市民と共に構築し、市民が主役のまちづくり

ア 市民の活力を生かすまちづくりの推進

1	附属機関 ¹ 委員選任の適正化	所管課	総合政策局 行政改革推進課 全庁			
取組内容	専門家や市民等の意見を市政運営に反映するため、附属機関の委員数や委員構成を見直すなど、附属機関の委員選任の適正化を進めます。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	附属機関委員選任の適正化					
2	自治基本条例の制定	所管課	総合政策局 市民自治推進課			
取組内容	市民が主役のまちづくりを推進するため、自治基本条例を制定します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	検討組織の設置					
	タウンミーティングの開催					
	自治基本条例の制定					
3	市民参加及び協働に関する条例の改正	所管課	総合政策局 市民自治推進課			
取組内容	市民主体の活力あるまちづくりを更に推進するため、自治基本条例の制定に合わせ、市民参加条例を改正します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	市民参加及び協働に関する条例の改正					
4	市民参加・協働実施計画の策定及び公表	所管課	総合政策局 市民自治推進課 全庁			
取組内容	毎年度、市民参加・協働実施計画を策定及び公表し、市民参加・協働の一層の推進を図ります。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	市民参加・協働実施計画の推進					
5	有償ボランティア活用の推進	所管課	総合政策局 市民自治推進課 関係局			
取組内容	市民の活力をまちづくりに生かすため、事業の性格、活動内容、ボランティアの意識等をもとに個別の事業ごとに判断し、必要に応じて交通費等を支給します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	有償ボランティア活用の推進					

¹ 専門家や市民等の意見を行政運営に反映するため、審査、調査、計画策定などを行う、法律や条例に基づいて設けられた審議会や委員会などの機関

6	ボランティアデータベースの構築	所管課	総合政策局 市民自治推進課 関係局		
取組内容	市民がまちづくりや地域活動に参加しやすくなるよう、ボランティア登録等のデータベースを構築します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	データベースの構築				
7	附属機関委員の公募による選任の推進	所管課	総合政策局 市民自治推進課 全庁		
取組内容	附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、委員の公募による選任を進めます。				
目標	公募委員を含む附属機関の割合	現状 (H21.4)	3.0%	目標 (H26.4)	20.0%
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	附属機関委員の公募の推進				
8	附属機関の女性登用率の向上	所管課	市民局 男女共同参画課 全庁		
取組内容	市政への女性の参加を促進するため、附属機関の女性登用率を30%以上に引き上げます。 25年度までに、その目標を達成している附属機関の割合を70%以上にします。				
目標	女性登用率30%以上を達成している附属機関の割合	現状 (H21.4)	55.0%	目標 (H26.4)	70.0%
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	附属機関の女性登用率の向上				

イ 広報・広聴機能の充実と市民との対話の推進

9	広報・広聴機能の一元化	所管課	総務局 人事課		
取組内容	市政に関する情報を分かりやすく発信するとともに、市民の声を的確に把握し、政策に反映するため、広報・広聴機能を一元的に所掌する組織として市民自治推進部を新設します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	広報・広聴機能の一元化				
10	多様な広報媒体の活用	所管課	総合政策局 広報課		
取組内容	市政に対するタイムリーな情報を提供するため、メールマガジン等、多様な広報手段を活用して発信します。				
目標	メールマガジンと新たな広報手段の利用者数	現状 (H21年度)	0人	目標 (H25年度)	5,000人
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	新たな広報媒体の活用				

11	市長と市民との対話機会の拡充	所管課	総合政策局 広聴課		
取組内容	市民集会等の機会を活用し、市長自らが出向いて、市政について報告するなど、市民と市長が直接対話する機会を拡充します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	市民との対話機会の拡充				
12	区役所における広報・広聴機能の充実	所管課	市民局 区政課 各区役所		
取組内容	市政情報を積極的に提供するとともに、区民ニーズや地域課題を的確に把握するため、区民対話会等を開催します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	区民対話会の実施				

(2) 市民視点による行政サービスと透明性の向上

ア 窓口サービスの向上

1	申請様式の変更	所管課	総務局 総務課 全庁		
取組内容	市民の利便性の向上を図るため、申請書等の連絡欄に電子メールアドレスや携帯電話番号を記載できる様式に改正します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	申請様式の変更	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
2	接客研修の充実	所管課	総務局 人材育成課		
取組内容	クレーム対応研修をレベル別に実施するとともに、接客研修では、サービス提供の視点から窓口での行動を考えるなど、より実践的な研修を行います。				
目標	区役所窓口サービス市民満足度	現状 (H22年度)	H22年度中に 策定	目標 (H25年度)	H22年度中に 策定
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	接客研修の充実	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
3	区役所窓口アンケートの実施	所管課	市民局 区政課 各区役所		
取組内容	市民との接点における職員の応接の改善を図るため、区役所窓口アンケートを実施し、窓口サービスの向上に役立てます。				
目標	区役所窓口サービス市民満足度	現状 (H22年度)	H22年度中に 策定	目標 (H25年度)	H22年度中に 策定
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	区役所窓口アンケートの実施	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
4	区役所における職員表彰制度の実施	所管課	市民局 区政課 各区役所		
取組内容	区役所窓口の対応に優れた職員を表彰する制度を創設し、職員の接客に関するスキルアップと改善意欲・向上心の喚起を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	区役所職員表彰制度の実施	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●
5	千葉市就職相談室の見直し	所管課	経済農政局 産業支援課		
取組内容	蘇我勤労市民プラザ内の千葉市就職相談室を、国が実施する職業紹介事業と、市が実施する就職支援・相談事業と出張相談事業に再編し、国・市が共同で運営する「ふるさとハローワーク」として稲毛区役所に設置します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	千葉市就職相談室の見直し	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●

6	利用申込の受付方法の見直し	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局			
取組内容	各月の自転車駐車場の利用申込受付などについて、利用者の公平性を確保するため、先着順から抽選による申込方式に変更します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	自転車駐車場利用申し込みの見直し					

イ 電子市役所の推進

7	電子決裁対象範囲の拡大	所管課	総務局 総務課			
取組内容	電子決裁の対象範囲を現在の局長決裁から、市長決裁まで拡大します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	電子決裁対象範囲の拡大 (市長決裁まで拡大)					

8	情報戦略の推進体制の構築	所管課	総務局 情報企画課			
取組内容	情報戦略を推進するCIO補佐監を設置し、ITの利活用について各部門の事務事業に関与する仕組みを構築します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	CIO補佐監の設置					
	CIO支援体制の整備					

9	電子申請サービスの拡大	所管課	総務局 情報企画課 関係局			
取組内容	市民の利便性向上を図るため、窓口へ行く回数を減らす、待ち時間をなくす、郵送による手続きをなくすことができるように利用拡大の取組を行います。					
目標	電子申請サービスの利用件数	現状 (H20年度)	6,024件	目標 (H25年度)	12,000件	
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	電子申請サービスの拡大 新システムの導入					

10	インターネット申請割引の導入	所管課	総務局 情報企画課 関係局			
取組内容	インターネット申請によるコスト削減効果を検証するとともに、手数料や使用料の割引制度などの導入手法を検討し、段階的に実施します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	インターネット申請割引の導入					

11	レガシーシステムの見直し	所管課	総務局 情報システム課		
取組内容	大型汎用コンピュータで運用しているシステムについて、システム刷新計画を策定し、段階的に各システムの再構築に着手します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	システム刷新計画の策定				
	システムの再構築				
12	ホームページのリニューアル	所管課	総合政策局 広報課 全庁		
取組内容	市民の協力を得ながら、利用者の視点に立ち、見やすく、わかりやすいホームページへの見直しを行います。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	ホームページ利用者による評価				
	新ホームページの公開				
13	多様な広報媒体の活用(再掲)	所管課	総合政策局 広報課		
取組内容	市政に対するタイムリーな情報を提供するため、メールマガジン等、多様な広報手段を活用して発信します。				
目標	メールマガジンと新たな広報手段の利用者数	現状 (H21年度)	0人	目標 (H25年度)	5,000人
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	新たな広報媒体の活用				
14	市役所コールセンターの拡充	所管課	総合政策局 広聴課		
取組内容	代表電話の交換業務と市役所コールセンターの統合を行うとともに、市役所コールセンターによる応対サービスの拡充を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	応対サービスの拡充				
	代表電話との統合				
15	子育てマップの作成	所管課	こども未来局 こども企画課		
取組内容	千葉県ホームページで提供しているちば案内マップを活用し、子育て支援サービスや施設案内等の情報を、地図上に見やすくまとめた子育てマップを作成します。また、携帯電話で外出先からの利用も可能とします。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	子育てマップの作成				
16	投票管理システムの導入	所管課	選挙管理委員会 事務局		
取組内容	投票日当日の投票所に選挙管理システムを導入し、待ち時間の短縮を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	投票管理システムの導入				

ウ 情報公開の推進

17	附属機関議事録のホームページによる公開	所管課	総務局 政策法務課 全庁		
取組内容	附属機関の目的や議事録等の附属機関の概要について、ホームページによる公開を推進します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	附属機関情報の公開				
18	有力者からの要望・陳情に関する文書の保存と公開	所管課	総務局 政策法務課 全庁		
取組内容	職務の公正性・透明性を向上させるため、有力者からの口頭による要望、陳情等を文書で記録・保存し、公開する制度を構築します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	要望・陳情に関する文書の公開				
19	退職職員の再就職状況の公表	所管課	総務局 人事課		
取組内容	千葉市を退職した職員の再就職状況について、その透明性を確保するため、毎年度、退職者の氏名、退職時の職名、再就職先の名称や役職等を公表します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	退職職員の再就職状況の公表				
20	指定管理者選定評価委員会の改善	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	指定管理者の選定や管理運営の透明化を図るため、指定管理者の選定及び評価等を行う指定管理者選定評価委員会の委員を全て外部の有識者とするとともに、会議結果について、議事録を作成し、公表します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	指定管理者選定委員会委員の見直し				
21	外郭団体経営情報の提供の充実	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	外郭団体に派遣している職員や市OBの役員等への就任状況及び外郭団体の財務状況や市の財政的関与の状況(毎年4月1日現在)を一覧にして、市ホームページで公表します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	外郭団体経営情報の提供の充実				

エ 法令遵守・公正確保の仕組みづくり

22	市長政治倫理条例の制定	所管課	総務局 政策法務課		
取組内容	市長が遵守すべき政治倫理基準や必要な措置を定めた政治倫理条例を制定し、政治倫理の確立を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	市長政治倫理条例の制定				
23	有力者からの要望・陳情に関する文書の保存と公開(再掲)	所管課	総務局 政策法務課 全庁		
取組内容	職務の公正性・透明性を向上させるため、有力者からの口頭による要望、陳情等を文書で記録・保存し、公開する制度を構築します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	要望・陳情に関する文書の公開				
24	行政手続制度の適正な運用	所管課	総務局 政策法務課 全庁		
取組内容	行政手続法及び行政手続条例を適正に運用するとともに、制度の趣旨を踏まえた事務事業の適正な執行に努めます。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	行政手続の調査				
	審査基準等の公開				
25	職員倫理条例の制定	所管課	総務局 人事課		
取組内容	職員が遵守すべき倫理基準や必要な措置を定めた職員倫理条例を制定し、職員倫理の確立を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	職員倫理条例の制定				
26	指定管理者第三者評価制度の導入	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	市民サービスの向上、指定管理業務の効率化を図るとともに、施設管理に係る評価の公正性を確保するため、外部委員のみで構成する指定管理者選定評価委員会による評価を導入します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	第三者評価制度の導入				

(3) 簡素で効率的・効果的な行財政運営

ア 事務事業の整理合理化

1	事務事業の廃止、統合、簡素化	所管課	総合政策局 行政改革推進課 全庁			
取組内容	<p>外部の有識者による評価も含め、事務事業評価等を活用し、事業の必要性、有効性、効率性の観点から、事務事業の廃止、整理・統合を行います。</p> <p>○事業目的を達成した事業の見直し 社会経済情勢の変化を踏まえ、当初の事業目的を達成したもの又は施策の効果が低下してきたものは、事業の廃止も含めた抜本的な見直しを行います。</p> <p>○他事業と重複する事業の見直し 行政サービスの総合的・一体的な実施の観点から、他部門で類似の事業を実施しているものや事業を統合して実施した方が、事業効率や市民サービスが向上するものについては、事業の整理・統合を行います。</p> <p>○行政の役割の見直し 「補完性の原理」に立ち、市民、企業、地域コミュニティ等で課題を解決することが可能なものについては、行政の関与の方法を見直します。</p> <p>○事務事業の簡素化、効率化 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事務事業の簡素化、効率化を行います。</p> <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷物の見直し ・各種協議会、関係団体等参加の見直し ・特別職用共用車の見直し ・いきいき健康マージャンの廃止 ・市独自の環境マネジメントシステムへの移行 ・手づくりトピアリーの見直し ・下水道広報イベントの見直し など 					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	事務事業の廃止、統合、簡素化					
2	内部事務の見直し	所管課	総合政策局 行政改革推進課 全庁			
取組内容	<p>報告書類の作成、連絡調整を目的とした会議など、事業費が計上されない市内部の事務について、費用対効果を検証し、見直しを行います。</p>					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	内部事務の見直し					
3	要綱等により設置されている協議会、委員会等の見直し	所管課	総合政策局 行政改革推進課 全庁			
取組内容	<p>要綱等を根拠に設置されている協議会、委員会等について、必要性や効率性を考慮し、廃止・統合や条例を根拠とする附属機関に改めるなど、設置の見直しを行います。</p>					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	附属機関に類するものの適正化					

4	町内自治会あての回覧物の見直し	所管課	市民局 地域振興課 全庁		
取組内容	市政に関する情報提供を目的として町内自治会あてに送付している回覧物について、回覧物の厳選、発送回数の削減や発送日の集中化等の事務の見直しを行います。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	町内自治会あて回覧物の見直し				
5	地球温暖化対策に関する関連計画の統合	所管課	環境局 環境調整課		
取組内容	地球温暖化対策を体系的、総合的に推進するため、相互に関連の深い地球温暖化防止実行計画、地球温暖化対策地域推進計画、新エネルギービジョンを統合し、地球温暖化対策に関する新たな実行計画を策定します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	地球温暖化対策に関する関連計画の統合				
6	水環境保全計画等の関連計画の統合	所管課	環境局 環境保全推進課		
取組内容	相互に関連の深い水環境保全計画、地下水保全計画及び生活排水対策推進計画を統合し、重複する業務等を一体化します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	水環境保全計画等の関連計画の統合				
7	都市景観審議会と屋外広告物審議会の統合	所管課	都市局 都市計画課		
取組内容	都市景観条例と屋外広告物条例の連携を強化するため、都市景観審議会と屋外広告物審議회를統合し、併せて事務の効率化を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	都市景観審議会と屋外広告物審議会の統合				

イ 民間機能の活用

8	指定管理者制度の活用による公の施設の管理運営の合理化	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	指定管理者制度を活用することにより、市民サービスの向上や効果的・効率的な施設管理が可能な公の施設については、積極的に制度を導入します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	指定管理者制度の導入	指定管理者制度を活用することが適当な施設について、導入の検討を進めます。			

9	市税等催告コールセンターの開設	所管課	財政局 納税管理課		
取組内容	市税、国民健康保険料及び保育料の徴収率の向上を図るため、民間委託による催告コールセンターを開設します。				
目標	市税徴収率	現状 (H20年度)	92.0%	目標 (H25年度)	94.5%
	国民健康保険料徴収率		71.4%		74.5%
	保育料徴収率		92.6%		94.8%
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	市税等催告コールセンターの開設				

10	新港清掃工場への長期責任型運営維持管理委託の導入	所管課	環境局 施設課		
取組内容	新港清掃工場の管理運営を、法定点検、修繕等も含め、包括的に複数年度にわたり、民間に委託することにより、コスト削減、財政負担の平準化を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	長期責任型運営維持管理委託の導入				

11	中央卸売市場の維持管理委託の見直し	所管課	経済農政局 中央卸売市場管理課		
取組内容	中央卸売市場の維持管理委託について、遠隔監視システムの導入による人件費の削減及び、複数年にわたる契約を行うことで、経費の削減を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	委託内容の見直し				

12	外国語指導助手の民間委託化推進	所管課	教育委員会 指導課		
取組内容	教育効果を高めるために、各中学校に配置している外国語指導助手について、段階的に民間事業者への委託化を進めます。				
目標	民間委託による外国人講師の人数	現状 (H21末)	14人	目標 (H25末)	19人
	項目	H22	H23	H24	H25
工程表	民間委託の推進				

ウ 公共施設等の設置及び管理運営の合理化

13	公共施設評価の実施	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	公共施設の利用実態や配置状況を踏まえ、地域における公共施設の必要性や効率性等を総合的に評価し、公共施設の見直しを進めます。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	公共施設評価の実施				

14	みやこ児童交通公園事業の廃止	所管課	市民局 地域振興課		
取組内容	交通安全教育を効率的・効果的に実施するため、交通安全教育を目的とする公園施設を花見川緑地交通公園に集約し、みやこ児童交通公園事業を廃止します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	みやこ児童交通公園事業の廃止				

15	千葉市就職相談室の見直し(再掲)	所管課	経済農政局 産業支援課		
取組内容	蘇我勤労市民プラザ内の千葉市就職相談室を、国が実施する職業紹介事業と、市が実施する就職支援・相談事業と出張相談事業に再編し、国・市が共同で運営する「ふるさとハローワーク」として稲毛区役所に設置します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	千葉市就職相談室の見直し				

エ 補助金の見直し

16	補助金の削減	所管課	財政局 財政課 全庁		
取組内容	補助金の見直しの基本的な指針となる「補助金のあり方に関するガイドライン」を策定し、全ての補助金について公益性や補助効果の検証を行い、第三者評価も取り入れながら、廃止、縮小、存続等見直しの方向性を検討します。見直しの結果存続する補助金については、改めて終期を設定し、定期的に同様の見直します。(ただし、税収増のため実施している中小企業資金融資利子補助金及び企業立地促進事業補助金は削減の対象外)				
目標	恒常的な補助金の削減	現状 (H21年度)	—	目標 (H25年度)	H21年度比 △790百万円 削減
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	ガイドラインの策定				
	第三者評価の実施				
	補助金の見直し				

オ 定員及び給与の見直し

17	定員管理の適正化	所管課	総務局 人事課		
取組内容	退職者数・採用者数の見込みを把握するとともに、適切な人員配置を検討し、定員適正化計画を策定した上で、定員を削減します。				
目標	定員の削減	現状 (H21末)	H22年度中に 策定	目標 (H25末)	H22年度中に 策定
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	定員適正化計画の策定				
	定員適正化計画の推進				

18	給与制度等の見直し	所管課	総務局 給与課		
取組内容	国、他団体との均衡や職員の意欲の向上を図るため、給与制度の改善を行います。また、厳しい財政状況を踏まえ、職員の給与や退職手当の減額を実施します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	給与制度の見直し				
	給与の減額				

19	技能労務職給与の見直し	所管課	総務局 給与課		
取組内容	技能労務職の給与について、労使による検討委員会で協議を行い、見直しを行います。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	技能労務職給与の見直し	協議が整い次第実施します。			
20	時間外勤務の縮減	所管課	総務局 給与課 全庁		
取組内容	各局長を責任者とした新たな時間外勤務縮減対策を策定し、事務事業の見直しや応援体制の推進等により、時間外勤務を縮減します。				
目標	職員全体の時間外勤務手当額の削減	現状 (H21年度)	—	目標 (H25年度)	H21年度比 △290百万円 削減
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	時間外勤務の縮減対策の実施				

カ 外郭団体改革の推進

21	外郭団体への人的関与の見直し	所管課	総務局 人事課 総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	経営責任を明確にするとともに、団体の自立性を向上させるため、市OB職員の役員就任を見直すとともに、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の趣旨を考慮した上で、外郭団体へ派遣している職員を平成24年度末までに、計画的に引き上げます。				
目標	外郭団体に派遣している職員数	現状 (H21.4.1)	113人	目標 (H25.4.1)	原則全て 引き上げ
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	派遣職員の引き上げ				
	市OB職員の役員就任の見直し				
22	外郭団体への財政的関与の見直し	所管課	総合政策局 行政改革推進課 財政局 財政課 関係局		
取組内容	外郭団体の経営努力を促進し、自主性・自立性を高めるため、競争性のない随意契約による事業や再委託率の高い事業については、委託のあり方を見直します。 また外郭団体への補助金についても、公益性等から補助の必要性を精査するとともに、平成25年度までに、平成21年度補助金額から4億円以上削減します。				
目標	外郭団体補助金の削減	現状 (H21年度)	—	目標 (H25年度)	H21年度比 △400百万円 削減
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	補助金・委託料の見直し				

23	外郭団体の公益法人制度改革に向けた取組みの支援	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	公益法人の制度改革を踏まえ、公益法人の認定を目指す団体については、団体の求めに応じ、公益認定申請に向けた取組みを支援します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	公益認定に向けた支援				
24	外郭団体の統廃合	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	事業の必要性、行政関与の必要性及び事業の効率性等を総合的に考慮し、外郭団体の統廃合を行います。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	外郭団体の統廃合	統廃合の検討を進めます			
25	外郭団体経営情報の提供の充実(再掲)	所管課	総合政策局 行政改革推進課 関係局		
取組内容	職員の外郭団体への派遣状況や市OBの役員等への就任状況、及び外郭団体の財務状況、市の財政的関与の状況を、毎年、一覧にして、市ホームページで公表します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	経営情報の提供の充実				

(4) 新たな執行体制の確立

ア 組織・機構の見直し

1	広報・広聴機能の一元化(再掲)	所管課	総務局 人事課		
取組内容	市政に関する情報を分かりやすく発信するとともに、市民の声を的確に把握し、政策に反映するため、広報・広聴機能を一体的に所掌する組織として市民自治推進部を新設します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	広報・広聴機能の一元化	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
2	市税事務所の新設	所管課	総務局 人事課 財政局		
取組内容	市税事務の効率化及び徴収体制の強化を図るため、本庁機能の強化を図るとともに、各区で行っている市税事務を統合し、市税事務所を新設します。				
目標	市税徴収率	現状 (H20年度)	92.0%	目標 (H25年度)	94.5%
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	市税事務所の新設	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
3	子ども施策に関する組織の一元化	所管課	総務局 人事課 子ども未来局		
取組内容	少子化対策、要保護児童対策及び青少年問題等、複雑多様化する子どもを巡る課題に対して一体的な施策展開を図るため、子ども家庭部と教育委員会事務局の青少年課を統合し、子ども未来局を新設します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	子ども未来局の新設	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
4	建設局と下水道局の統合	所管課	総務局 人事課 建設局		
取組内容	道路と下水道の一元的な管理による事務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、道路を所管する建設局と下水道を所管する下水道局を統合します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	建設局と下水道局の統合	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
5	管理職配置の見直し	所管課	総務局 人事課		
取組内容	複雑化する行政ニーズに柔軟に対応できる組織を構築するため、現在、一定の場合に必置とされている管理職の配置基準を見直し、組織の職務に応じた人員体制とします。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	管理職配置の見直し	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●

6	決裁手続きの迅速化	所管課	総務局 人事課 全庁		
取組内容	意思決定の迅速化及び現場の判断を尊重するという組織文化の醸成を図るため、合議事項の削減、専決区分の引き下げ及び係相当の組織の長である課内室長への執行権限の付与など、決裁規程の見直しを行います。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	合議事項の見直し	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
	決裁権限者の引き下げ		●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
7	情報戦略の推進体制の構築(再掲)	所管課	総務局 情報企画課		
取組内容	情報戦略を推進するCIO補佐監を設置し、ITの利活用について各部門の事務事業に関与する仕組みを構築します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	CIO補佐監の設置	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
	CIO支援体制の整備		●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
8	組織横断的なプロジェクトチームの活用	所管課	総合政策局 行政改革推進課		
取組内容	既存の組織の枠組みでは、効果的な対応が難しい課題に対しては、組織横断的なプロジェクトチームを設置し、チームによる解決策の企画・立案を行います。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	プロジェクトチームの活用	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●
9	滞納整理組織の一元化	所管課	財政局 財政課 関係局		
取組内容	歳入確保並びに滞納繰越額の縮減を図るため、国民健康保険料、介護保険料、保育料及び下水道使用料のうち、徴収の困難な案件について、滞納整理を一元的に行う組織を西部市税務事務所内に設置します。				
目標	市税徴収率	現状 (H20年度)	92.0%	目標 (H25年度)	94.5%
	国民健康保険料徴収率		71.4%		74.5%
	保育料徴収率		92.6%		94.8%
	下水道使用料徴収率		93.9%		94.2%
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	徴収組織の一元化	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●

イ 区役所機能の強化

10	保健福祉センター組織の再編	所管課	総務局 人事課 各区役所		
取組内容	本庁の子ども未来局の新設に併せて、市民に分かりやすい組織とするため、保健福祉サービス課及び介護保険課を廃止し、高齢障害支援課及び子ども家庭課を新設します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	保健福祉センター組織の再編	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●

11	区役所と土木事務所、環境事業所及び公園緑地事務所の役割の見直し	所管課	総務局 市民局 環境局 建設局	人事課 区政課 都市局 各区役所	
取組内容	区役所に寄せられる土木、環境、公園に関する相談や問い合わせへの対応を充実させるため、土木事務所、環境事業所及び公園緑地事務所と区役所との役割を見直します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	区役所と各事業所の役割の見直し				
12	区役所における広報・広聴機能の充実(再掲)	所管課	市民局 区政課 各区役所		
取組内容	市政情報を積極的に提供するとともに、区民ニーズや地域課題を的確に把握するため、区民対話会等を開催します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	区民対話会の開催				

ウ トップマネジメント機能の強化

13	局・区経営方針の策定	所管課	総合政策局 行政改革推進課 全庁		
取組内容	局・区の行政改革の推進に向けた取組みや重点施策、重点事業等を掲げた局・区経営方針を毎年度策定し、局・区内職員に周知することにより、職員意識の一体化と、局・区運営の効率化を図ります。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	局・区経営方針の策定				

(5) 人材の育成と活力の発揮

ア 人事制度の充実

1	人事考課制度の充実と活用				所管課	総務局 人事課
取組内容	管理職に実施している人事考課の給与等への反映や考課結果の本人への開示などを、人材育成等を目的として、非管理職にも導入します。また、課長職に対する多面評価制度を導入するとともに、勤務成績不良職員に対する対応等の仕組みを構築します。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	非管理職への人事考課制度の導入	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	
	課長職に対する多面評価制度の導入	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	
	勤務成績不良職員に対する対応等の仕組みの構築	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	
2	ジョブローテーションの確立				所管課	総務局 人事課
取組内容	若手職員に窓口・事業部門・内部管理業務等の性質の異なった複数の部署を計画的に経験させるジョブローテーションを確立させます。					
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	ジョブローテーションの確立	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	
3	女性職員の管理職への登用				所管課	総務局 人事課
取組内容	女性職員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、管理職に占める女性職員の比率を向上させます。また、そのために女性職員の政策立案への参画を積極的に推進します。					
目標	管理職に占める女性職員の比率	現状 (H21末)	H22年度中に 策定	目標 (H25末)	H22年度中に 策定	
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	女性職員の管理職への登用	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	
4	女性消防吏員の職域拡大				所管課	消防局 人事課
取組内容	女性消防吏員の積極的な登用による人材の活用と組織の活性化を図るため、交替制勤務職場への配置を増やし、女性消防吏員の職域を拡大します。					
目標	職域を拡大した女性消防吏員の人数	現状 (H21末)	2人	目標 (H25末)	6人	
工程表	項目	H22	H23	H24	H25	
	女性消防吏員の配置 (花見川消防署)	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	
	女性消防吏員の配置 (若葉消防署)		●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	

イ 職員研修の充実

5	政令市等との人事交流の実施			所管課	総務局 人事課
取組内容	他自治体の業務に従事することで、優れた行政運営手法を本市の業務改善に生かすため、従来の国、県等との人事交流に加え、政令市等との人事交流を実施します。また、研修の成果を組織全体の業務改善につなげるため、研修報告会を実施します。				
目標	政令市等と人事交流を行った職員の延べ人数	現状 (H21末)	0人	目標 (H25末)	10人
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	政令市等との人事交流の実施				
6	新規採用職員への支援の充実			所管課	総務局 人材育成課
取組内容	採用後3年間で重点育成期間と位置づけ、新規採用職員への基本研修を充実するとともに、職場の先輩がメンター ² として、仕事を通じた指導や相談役としてサポートすることにより、日々の業務で行われるOJTにおいても計画的に育成します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	新規採用職員への支援の充実				
7	職員育成と連動した研修推薦制度の導入			所管課	総務局 人材育成課
取組内容	所属長等との面接を通じて、将来の能力開発・キャリア形成につなげるため、研修の受講間隔、スキルや経験のステップアップを考慮し、所属長等が研修受講者をあらかじめ推薦できる制度を実施します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	研修推薦制度の導入				
8	民間派遣研修の拡充			所管課	総務局 人材育成課
取組内容	民間企業における実務研修を通じ、顧客視点に立ったサービスや企画運営などを体得し、施策立案などに活かすため、派遣研修を短期間の体験型から1年間の実践型へと拡充します。また、研修により得た知識、経験を多くの職員に伝えるため、報告会を実施します。				
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	民間派遣研修の拡充				
9	接遇研修の充実(再掲)			所管課	総務局 人材育成課
取組内容	クレーム対応研修をレベル別に実施するとともに、接遇研修では、サービス提供の視点から窓口での行動を考えるなど、より実践的な研修を行います。				
目標	区役所窓口サービス市民満足度	現状 (H22年度)	H22年度中に 策定	目標 (H25年度)	H22年度中に 策定
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	接遇研修の充実				

² 配属部署における先輩職員が新人職員の指導・相談役となり、新人職員をサポートすること

10	職員提案制度、業務改善表彰制度の推進	所管課	総務局 人材育成課		
取組内容	職員提案制度及び業務改善表彰制度の審査において、職員の投票制度を導入し、職員が参画しやすい機運を醸成します。また、人材育成の観点から、業務改善表彰の審査において、職員によるプレゼンテーションを公開で行います。				
目標	職員提案制度における提案件数	現状 (H21年度)	64件	目標 (H25年度)	100件
工程表	項目	H22	H23	H24	H25
	公開プレゼンテーションの実施				
	職員投票制度の導入				